

# 消防救急車による緊急転院搬送ガイドライン

神戸市消防局

(神戸市メディカルコントロール協議会承認)

平成 17 年 10 月

平成 19 年 3 月改定

令和 7 年 3 月改定

# 目次

1	消防救急車による緊急転院搬送について	1
2	消防救急車による緊急転院搬送要請フローチャート	2
3	消防救急車による緊急転院搬送に関するQ&A	3
4	他の搬送リソースの活用例	5
5	消防救急車による緊急転院搬送要請書（記載例）	6
別紙 1	消防救急車による緊急転院搬送要請書	

# 1 消防救急車による緊急転院搬送について

**[転院搬送の原則] 転院搬送は、搬送元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うもの。**

(1) 消防救急車による緊急転院搬送要件(①・②ともに該当するかを搬送元医療機関医師が判断する。)

- ① 搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要な場合。
- ② 病院救急車(迎え搬送を含む)がなく、他に緊急走行での搬送手段がない場合。

(2) 消防救急車による緊急転院搬送要請時の確認事項

① 消防救急車による緊急転院搬送要件を確認する。

※緊急転院搬送要件①・②ともに該当しない場合、消防救急車による転院搬送はできない。病院救急車(迎え搬送を含む)、患者等搬送事業者(民間救急)、介護タクシー、タクシー等の他の搬送手段を利用する。

※転院搬送理由の例：治療困難なため緊急の高度医療が必要、専門外のため緊急の専門医療が必要

② 搬送先医療機関を決定し、受け入れの了解を得る。

※搬送先医療機関は、原則、緊急に必要な処置が可能な、搬送元医療機関から最も近い医療機関とする。

※搬送先医療機関に、傷病者の診療情報を提供する。

③ 病院救急車(迎え搬送を含む)の運行可否を確認する。

※搬送元又は搬送先医療機関のいずれかが病院救急車を保有している場合、病院救急車(迎え搬送を含む)を用い、緊急走行での転院搬送が可能な状況かを確認する。

④ 緊急転院搬送要請書を記入する。(「要請時記入必須事項」は必ず記入)

※「緊急転院搬送要請書」の全ての項目を記入できない場合、口頭で申し送るか、緊急転院搬送要請書とは別に診療情報提供書のコピーを救急隊に手渡す。救急隊は、診療情報提供書のコピーを必要な情報収集・収容確認のみに利用し、収容確認後、速やかに搬送元医療機関に返却する。

⑤ 救急隊到着までの事前準備をする。(病棟から初療ベッドへの移動、救急搬入口付近で待機等)

⑥ 医師又は看護師による管理・処置等が必要な場合、医師又は看護師が同乗する。

※転院搬送は、搬送元医療機関がその管理と責任の下で搬送を行うものであるため、可能な限り同乗するよう努める。

(3) その他

・診療情報等の提供に関して、事前に医療機関間で申し送る。救急隊が収容確認をする際、搬送先医療機関は、救急隊からの診療情報等の聴取を、必要最小限に留める。

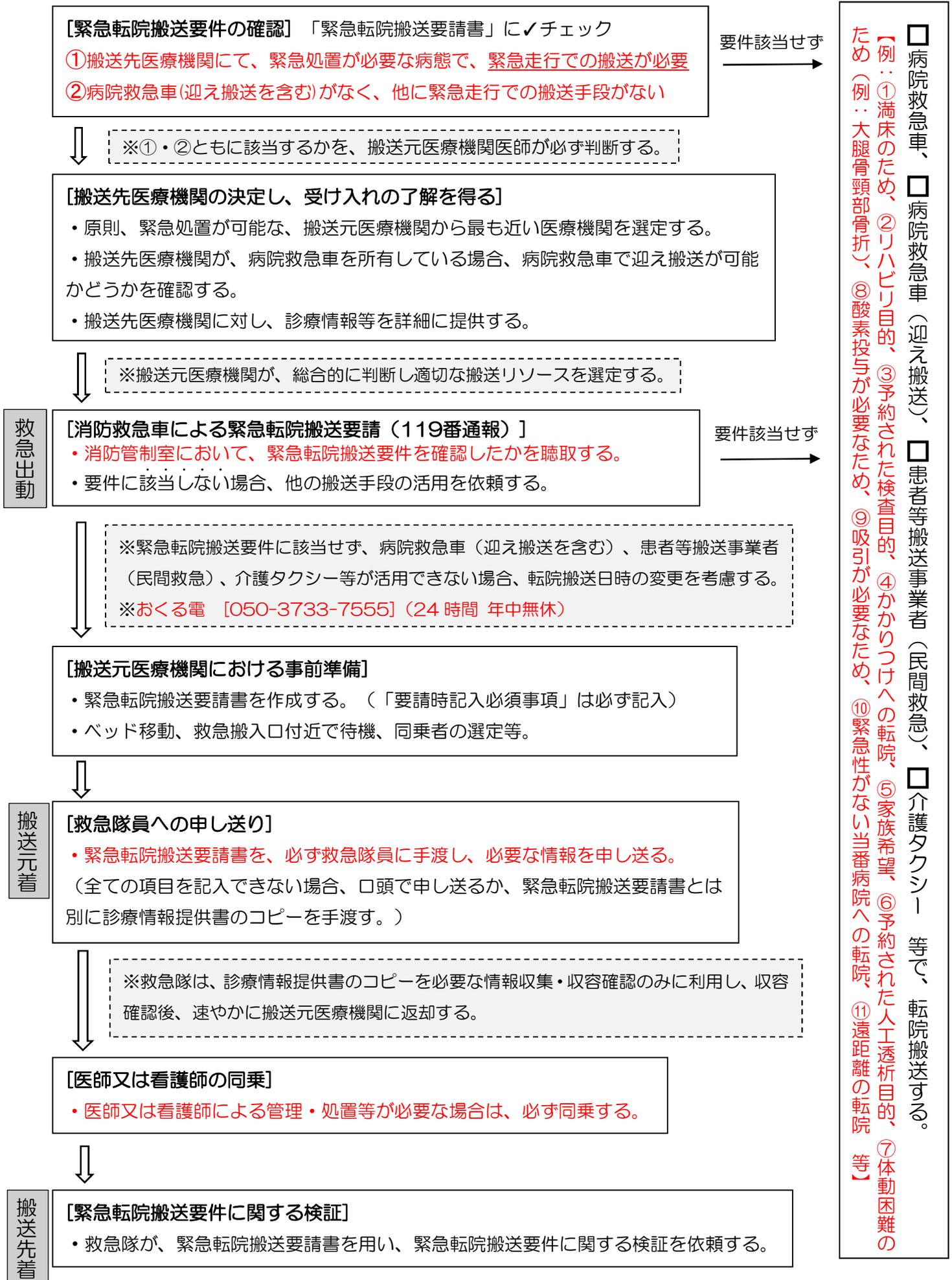
・医師又は看護師の同乗がなく、搬送中に容態変化した場合は、MC 医師の指示のもとで、救急隊が特定行為を実施し、搬送先医療機関を変更する場合がある。

・救急隊が、搬送先医療機関にて、緊急転院搬送要請書を用い、「緊急走行での搬送が必要な転院搬送かどうか」について、検証を依頼する。

・患者等搬送事業者(民間救急)一覧は、神戸市消防局ホームページから閲覧できる。

・緊急性の低い転院搬送は、おくる電(神戸市病院送迎紹介コールセンター) [050-3733-7555] (24時間 年中無休) を用い、搬送事業者と転院搬送内容を調整する。

## 2 消防救急車による緊急転院搬送要請フローチャート



### 3 消防救急車による緊急転院搬送に関するQ&A

#### Q1 消防救急車による緊急転院搬送要件を、誰が判断するのか。

A1 原則、搬送元医療機関の医師が、判断してください。転院搬送は、搬送元医療機関の管理と責任の下で行うため、搬送先医療機関と協議した場合も、最終的には搬送元医療機関にて判断して下さい。

#### Q2 消防救急車による緊急転院搬送要件における緊急度は、どのように判断するのか。

A2 傷病者ごとに、搬送元医療機関医師が、「搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要な場合。」であるかどうかを、総合的に判断して下さい。

#### Q3 病院救急車を保有している医療機関は、「病院救急車(迎え搬送を含む)等、他に緊急走行での搬送が可能な手段がない。」に該当しないのか。迎え搬送の可否を確認する必要があるのか。

A3 病院救急車を保有している医療機関も、院内状況等により、病院救急車で緊急走行での搬送ができず、「搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要な場合」は、消防救急車による緊急転院搬送を要請して下さい。搬送元医療機関は、搬送先医療機関が病院救急車を保有している場合、病院救急車で迎え搬送（緊急走行）の可否を確認して下さい。搬送元医療機関の医師が、緊急度・必要な処置・医療機関間の距離等を総合的に判断し、搬送リソースを選定して下さい。

#### Q4 消防管制室で転院搬送の可否を判断するのか。

A4 消防管制室は、「緊急転院搬送要件の該当有無」を判断しませんが、搬送元医療機関にて「緊急転院搬送要件の該当有無」を確認したかを聴取します。搬送元医療機関にて、「緊急転院搬送要件の該当有無」を確認していない場合は、一度電話を切断し、緊急転院搬送要件を確認した上で、適切な搬送リソースを選定して下さい。緊急転院搬送要件に該当していない場合は、病院救急車（迎え搬送を含む）、患者等搬送事業者（民間救急）、介護タクシー等を利用して下さい。

#### Q5 搬送先医療機関は、誰が・どのように、決定するのか。搬送先医療機関を決定し、受入れの了解を得ることに関し、傷病者の緊急性が高く処置を中断できず、かつ医療機関内に他の医師等がない場合には、搬送先医療機関の選定の協力を救急隊に依頼することは可能なのか。

A5 転院搬送は、搬送元医療機関の管理と責任の下で行うため、原則、搬送元医療機関の医師が、緊急度・必要な緊急処置・医療機関間の距離等を総合的に判断し、搬送先医療機関を決定し、受入れの了解を得て下さい。ただし、状況により、救急隊が搬送先医療機関の選定に協力しますが、最終的に搬送元医療機関医師が、搬送先医療機関を決定して下さい。また、診療情報等の提供に関しては、搬送元医療機関医師が、搬送先医療機関医師と直接申し送りをして下さい。

#### Q6 緊急転院搬送要請書は、必ず提出しなければならないのか。

A6 緊急転院搬送要請書は、原則、事前に準備して頂き、救急隊が搬送元医療機関に到着した際に、必ず提出して頂きます。緊急転院搬送要請書の「要請時記入必須事項」は、必ず記入して下さい。記入

する余裕がない場合、「1 救急車による緊急転院搬送要件」・「2 転院理由」は、必ず記入して下さい。

「傷病者情報等」を、全て記入できない場合、口頭で申し送るか、緊急転院搬送要請書とは別に診療情報提供書のコピーを、救急隊に手渡して下さい。救急隊は診療情報提供書のコピーを、必要な情報収集・収容確認のみに利用し、搬送元医療機関にお返しします。

※「傷病者情報等」を、口頭で申し送った場合、診療情報提供書のコピーを、救急隊に手渡すことは必須ではありませんが、収容確認を円滑にし、迅速に搬送を開始するため、御協力をお願いします。

#### Q7 医師又は看護師は、必ず同乗する必要があるのか。

A7 転院搬送は、搬送元医療機関の管理と責任の下で行うため、医師又は看護師による管理、処置等が必要な場合は、必ず医師又は看護師が同乗して下さい。

医師又は看護師による管理、処置等が必要ない場合は、必ずしも同乗の必要はありませんが、転院搬送は、搬送元医療機関の管理と責任の下で搬送を行うものであるため、可能な範囲で、同乗するよう努めてください。なお、同乗ができない場合も、搬送元医療機関の責任の下で、転院搬送を行うことに変わりはありませんので、急激な容態悪化等がないよう、必要な医療処置を行ってください。

同乗の有無にかかわらず、「緊急やむを得ない場合」に限り、救急隊がMC 下で救急救命処置を実施する例外もあります。

#### Q8 緊急転院搬送要請の要件に該当しない場合、どのように患者等搬送事業者（民間救急）、介護タクシーを利用するのか。

A8 患者等搬送事業者（民間救急）一覧は、神戸市消防局ホームページから閲覧できますので、直接搬送事業者に転院搬送の依頼をして下さい。

おくる電（神戸市病院送迎紹介コールセンター）[050-3733-7555] は、病院などに行くための、患者等搬送事業者（民間救急）、介護タクシーを紹介するコールセンターです。

緊急転院搬送要件に該当せず、病院救急車（迎え搬送を含む）、患者等搬送事業者（民間救急）、介護タクシー等が利用できない場合、転院搬送日時の変更を考慮して下さい。

#### Q9 搬送先医療機関で、どのように緊急転院搬送要件を検証し、検証結果をどのように活用するのか。

A9 救急隊が、搬送先医療機関医師に、緊急転院搬送要請書を手渡し、「緊急走行での搬送が必要な転院搬送かどうか」について、検証を依頼します。「搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態ではない場合」等、検証の余地があると判断された場合は、[検証の余地あり] にチェックをお願いします。

#### Q10 長距離転院搬送やヘリによる緊急転院搬送を要請する場合は、どのように要請するのか。

A10 緊急転院搬送要件に該当する長距離の緊急転院搬送やヘリによる緊急転院搬送については、消防局と別途個別に協議するため、119 番通報する前に、消防局代表電話 [078-333-0119] に、電話連絡をして下さい。時間を指定した予約の長距離の転院搬送は、原則、緊急転院搬送要件に該当しません。患者等搬送事業者（民間救急）、介護タクシー等に搬送元医療機関の医師、看護師又は救急救命士が同乗し、転院搬送を実施することも考慮して下さい。

## 4 他の搬送リソースの活用例

### (1) 病院救急車による迎え搬送・地域の医療機関との連携

一次医療機関から受診依頼のあった傷病者を対象に、病院救急車を用い迎え搬送するシステムを、平日の日勤時間帯に運用しており、病院救命士または看護師が乗車する。ストレッチャーのみを搭載した簡易な設備の病院救急車で、生体情報モニター等の必要な資器材は、院内から持ち出している。病院救急車での迎え転院搬送により、診療報酬（救急救命管理料、救急搬送診療料）を算定している。

### (2) 病院救急車による転院搬送

他の医療機関でも対応可能な傷病者を、事前に作成した「転院搬送受け入れ先の候補となる保険医療機関リスト」にある医療機関に、搬送元医療機関の病院救急車を用い、病院救命士同乗で転院搬送し、診療報酬（救急患者連携搬送料）を算定している。

### (3) 病院救急車の運用委託

民間搬送事業者が、実務経験のある救急救命士を医療機関に派遣し、院内救急救命士業務、病院救急車運用を委託事業として請け負っている。病院救急車の運行管理にかかる経費は、医療機関の負担で運用している。

### (4) 看護師・救急救命士の処置（酸素投与、口腔内吸引等）が必要な傷病者の転院搬送

#### (搬送例①) 民間搬送事業者の救急救命士が同乗

ベッド満床のための転院搬送。肺炎のため鼻カニューレでの酸素投与が必要な傷病者。

民間搬送事業者の救急救命士が同乗し、搬送元医療機関 医師の指示で酸素投与継続、SPO<sub>2</sub>値を継続観察し、ストレッチャーで搬送した。

#### (搬送例②) 民間搬送事業者に搬送元医療機関の看護師が同乗

精密検査後、かかりつけ医療機関への転院搬送。脳卒中の後遺症のため、意思疎通不可、喀痰があり、口腔内吸引が必要な傷病者。

搬送元医療機関 看護師が同乗し、搬送元医療機関の吸引器を使用し、ストレッチャーで搬送した。

※搬送例①・②ともに、処置が必要ではあるが、緊急度は低い傷病者を搬送している。

### (5) 患者等搬送事業者（民間救急）・介護タクシーでの転院搬送

大腿骨頸部骨折で入院していた傷病者、リハビリ目的の転院搬送。病棟ベッドから移動し、搬送事業者のストレッチャーで搬送した。

#### [緊急転院搬送要件に該当しないと考えられる事例]

①満床のため、②リハビリ目的、③予定された検査目的、④かかりつけへの転院、⑤家族希望、⑥予定された人工透析目的、⑦体動困難のため（例：大腿骨頸部骨折、腰椎圧迫骨折）、⑧酸素投与が必要なため、⑨吸引が必要なため、⑩緊急性がない当番病院への転院、⑪遠距離の転院、⑫処置又は検査等を終えかかりつけへ戻る転院 等

## 5 緊急転院搬送要請書記入例

医療機関名 **神戸クリニック**

【要請時記入必須事項】

下記の通り、消防救急車による緊急転院搬

必ず記入して下さい。

(記入する余裕がない場合、「1 救急車による緊急転院搬送要件」「2 転院理由」は、必ず記入して下さい。)

【要請時記入必須事項】(必ず記入)

1 消防救急車による 緊急転院搬送要件	<input checked="" type="checkbox"/> ① 搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要な場合。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 病院救急車(迎え搬送を含む)がなく、他に緊急走行での搬送手段がない場合。 ※①・②ともに該当しない場合、救急出動できません。	
2 転院理由(診断名)	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急の高度医療(治療困難) <input type="checkbox"/> 緊急の専門医療(専門外) <input type="checkbox"/> その他( ) 診断名( <b>心筋梗塞</b> ) 必要な緊急処置( <b>心臓血管外科の緊急手術適応</b> )	
3 医療機関情報	搬送元医療機関 担当科( <b>内科</b> ) 医師( <b>六甲</b> ) 病院救急車の所有( 有・ <b>無</b> ) ※病院救急車で搬送可能か確認して下さい。	搬送先医療機関( <b>神戸病院</b> ) 担当科( <b>心臓血管外科</b> ) 医師( <b>みなと先生</b> ) 病院救急車の所有( 有・ <b>無</b> ) ※搬送先医療機関を決定し、診療情報を提供して下さい。
4 同乗者	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師(助産師) 同乗者名( ) ※同乗なしの場合、その理由を下記から選択して下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 医師又は看護師による管理・処置等必要なし <input type="checkbox"/> その他( )	
救急搬送歴	<b>1</b> 月 <b>9</b> 日 <b>12</b> 時頃 <b>東灘</b> 救急隊が搬送 (救急出動No. <b>7119</b> )	

【傷病者情報等】(記入できない場合、口頭で申し送るか、診療情報提供書のコピーを別に救急隊に手渡して下さい。)

氏名( ) (男・女) 生年月日(S・H・R 年 月 日 [ 歳]) 住所( )	【傷病者情報等】 可能な限り記入して下さい。 記入する余裕がない場合、口頭での救急隊への申し送りでも構いません。緊急に搬送先医療機関に収容確認をするため、緊急転院要請要請書とは別に診療情報提供書のコピーを、救急隊に手渡すことにご協力をお願いします。コピーは、搬送元医療機関にお返しします。
[バイタルサイン] 意識: JCS ( ) 脈 拍: 回 体温: 瞳孔: 右 mm (+・-) 左 mm (+・-)	

【搬送先医療機関記入欄】(転院搬送の事後検証に活用しますので、該当する□に✓チェックしてください。)

緊急走行での搬送が必要な転院搬送かどうかについて、

検証の必要なし(搬)

【搬送先医療機関記入欄】

検証の余地あり

救急隊が申し送り時に、搬送先医療機関医師に、「緊急走行での搬送が必要な転院搬送かどうか」について、検証を依頼します。記入する余裕がない場合は、救急隊に口頭でお伝え下さい。

[□搬送先医療機関]

医師コメント[ **緊急手術適応** ] 医師名[ **神戸太郎** ]

※消防救急車による緊急転院搬送ガイドライン(P5)「緊急転院搬送要件に該当しないと考えられる事例」を参照願います。

## 消防救急車による緊急転院搬送要請書

神戸市消防局 御中

医療機関名 \_\_\_\_\_

下記の通り、消防救急車による緊急転院搬送要件を確認し、当医療機関の管理と責任の下、転院搬送を要請する。

[要請時記入必須事項] (必ず記入し口に✓チェックしてください。)

1 消防救急車による 緊急転院搬送要件	<input type="checkbox"/> ① 搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要な場合。 <input type="checkbox"/> ② 病院救急車(迎え搬送を含む)がなく、他に緊急走行での搬送手段がない場合。 ※①・②ともに該当しない場合、救急出動できません。	
2 転院理由(診断名)	<input type="checkbox"/> 緊急の高度医療(治療困難) <input type="checkbox"/> 緊急の専門医療(専門外) <input type="checkbox"/> その他( ) 診断名( ) 必要な緊急処置( )	
3 医療機関情報	搬送元医療機関 担当科( ) 医師( ) 病院救急車の所有(有・無) ※病院救急車で搬送可能か確認して下さい。	搬送先医療機関( ) 担当科( ) 医師( ) 病院救急車の所有(有・無) ※搬送先医療機関を決定し、診療情報を提供して下さい。
4 同乗者	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師(助産師) 同乗者名( ) ※同乗なしの場合、その理由を下記から選択して下さい。 <input type="checkbox"/> 医師又は看護師による管理・処置等必要なし <input type="checkbox"/> その他( )	
救急搬送歴	月 日 時頃	救急隊が搬送 (救急出動No. )

[傷病者情報等] (記入できない場合、口頭で申し送るか、診療情報提供書のコピーを別に救急隊に手渡して下さい。)

氏名( ) (男・女) 生年月日(S・H・R 年 月 日 [ 歳]) 住所( ) 電話( )	
[バイタルサイン] 時 分	既往症等
意識: JCS ( ) 呼吸数: 回/分 脈拍: 回/分(整・不整) 血圧: / mmHg 体温: °C SpO <sub>2</sub> : % (O <sub>2</sub> 投与) 瞳孔: 右 mm (+・-) 左 mm (+・-)	処置・引継ぎ等

[搬送先医療機関記入欄] (転院搬送の事後検証に活用しますので、該当する□に✓チェックしてください。)

緊急走行での搬送が必要な転院搬送かどうかについて、

 検証の必要なし (搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態で、緊急走行での搬送が必要である。) 検証の余地あり[搬送先医療機関にて、緊急処置が必要な病態ではない。 その他( )]

医師コメント[ \_\_\_\_\_ ] 医師名[ \_\_\_\_\_ ]

※消防救急車による緊急転院搬送ガイドライン(P5)「緊急転院搬送要件に該当しないと考えられる事例」を参照願います。

(神戸市メディカルコントロール協議会承認済様式)